

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現況

### 1 現行の生活排水処理体系

本市における生活排水(し尿、生活雑排水)処理体系は次のとおりです。

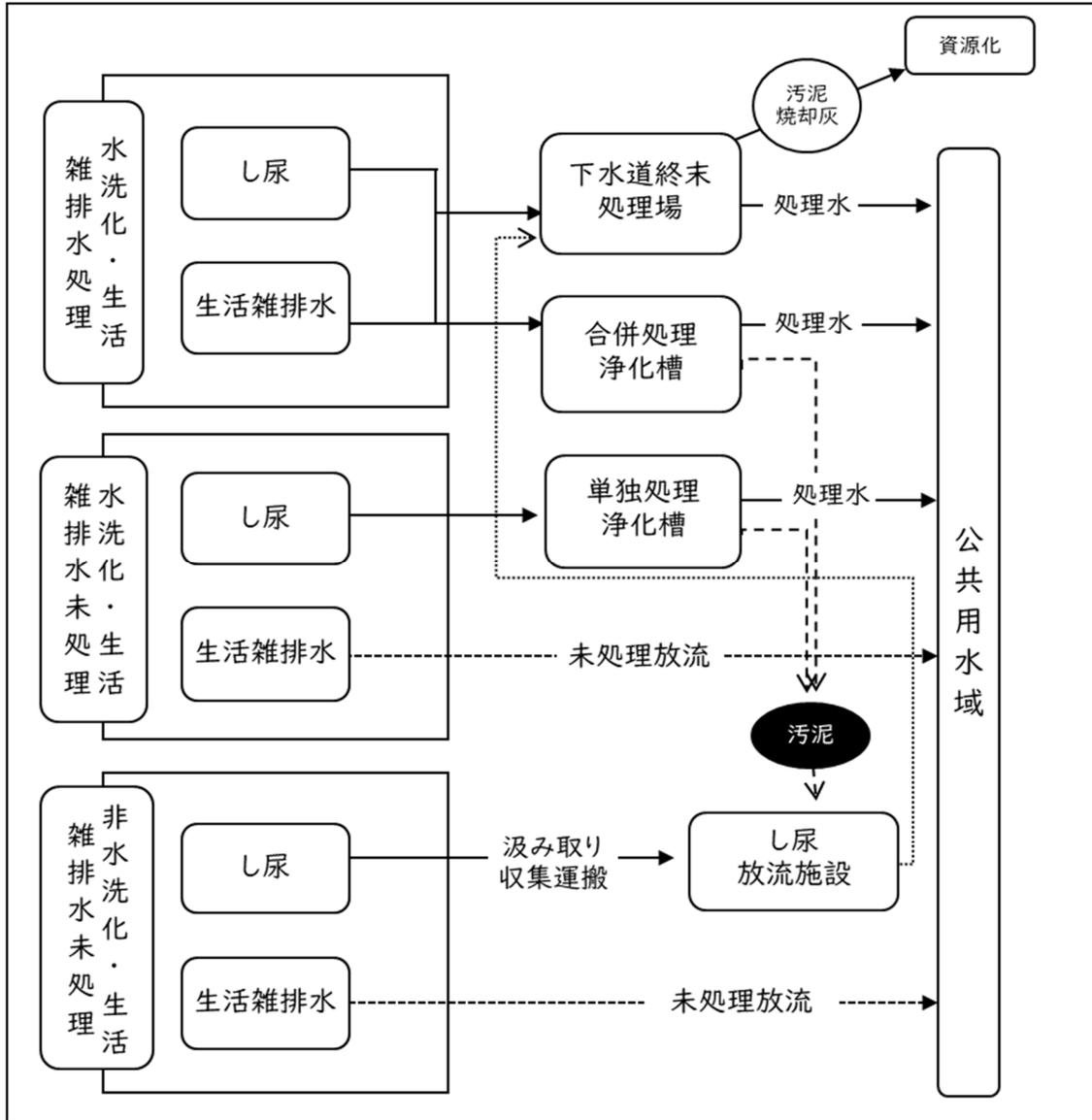


図3-1 生活排水(し尿、生活雑排水)処理体系

※生活排水とは、家庭などから排出される生活排水を示します。

※生活雑排水とは、し尿以外の排水で、台所や風呂場などからの排水を示します。

## 2 公共下水道事業概要

### (1) 処理区及び面積

公共下水道に関する処理区及び面積は次のとおりです。

表3-1 処理区及び面積

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区	合計
事業認可区域	1,194.9ha	1,473.7ha	2,668.6ha
整備済面積※	1,187.2ha	1,424.1ha	2,611.3ha

※ 整備済面積は令和7年(2025年)3月末日現在です。

### (2) 公共下水道汚水終末処理場

公共下水道に関する処理場計画は次のとおりです。

表3-2 処理場計画

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区
処理場名	七里ガ浜下水道終末処理場	山崎下水道終末処理場
処理方法	標準活性汚泥法	
敷地面積	1.80ha	5.28ha
処理能力	48,600立方メートル/日	56,000立方メートル/日
計画処理人口	69,530人	94,840人

### (3) ポンプ場

公共下水道に関するポンプ場計画は次のとおりです。

表3-3 ポンプ場計画

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区
計画数	7箇所	0箇所
認可数	7箇所	0箇所
ポンプ場名	東部、小町(休止中)、南部、中部、西部、極楽寺、七里ガ浜	—

### 3 これまでの生活排水処理の取組

生活排水には、し尿と生活雑排水があり、自然環境と生活環境の保全、公衆衛生の向上、河川等の水質保全の立場から、し尿収集、浄化槽、公共下水道による処理が行われています。

#### (1) し尿の収集・処理

し尿の収集・処理に関する変遷は次のとおりです。

表3-4 し尿の収集・処理に関する変遷

年	し尿の収集・処理に関する主な事項
昭和27年12月	・し尿収集を委託により開始
昭和36年 6月	・全市の半数を市の直営で収集
昭和36年11月	・し尿化学処理場(深沢クリーンセンター)稼働
平成14年 4月	・し尿処理工程を廃止 ・し尿希釈放流施設における消臭剤投与、水道水での希釈後に公共下水道へ放流
平成17年 6月	・下水量の増加及びし尿収集量の減少から公共下水道への無希釈放流を開始
平成18年 4月	・し尿の収集運搬業務を全て委託化

#### (2) 浄化槽による処理

浄化槽には、し尿のみを処理対象とする単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を処理対象とする合併処理浄化槽があり、し尿等は浄化槽で処理された後、排水路等を経由して河川などの公共用水域に放流されています。

一方、浄化槽での処理に伴い発生する汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者により深沢クリーンセンターに運搬され、同施設から公共下水道に流入させています。

#### (3) 公共下水道による処理

公共下水道による処理の変遷は次のとおりです。

表3-5 公共下水道による処理の変遷

年	公共下水道による処理に関する主な事項
昭和33年 3月	・公共下水道鎌倉処理区の都市計画決定(計画区域:550ha、計画人口:65,000人)
昭和47年 3月	・七里ガ浜浄化センター稼働
昭和61年 1月	・大船処理区の都市計画決定(計画区域:391ha、計画人口:27,100人)
平成 5年 6月	・山崎浄化センター稼働
平成 8年10月	・大船処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成14年 3月	・鎌倉処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成20年 6月	・鎌倉・大船処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成22年 2月	・大船処理区の事業認可区域の変更・縮小
平成26年 3月	・事業認可期間延長
平成30年11月	・事業計画変更(管きよの点検方法・頻度の追加等)
令和 3年 3月	・事業認可期間延長(鎌倉・処理区の事業認可区域の変更・拡大)
令和 6年 6月	・鎌倉処理区の事業認可区域の変更・拡大

#### (4) 水環境の現状

鎌倉市では、水環境の現状を把握するため、毎年度定期的に河川の水質調査等を実施しています。公共下水道の整備に伴い、水質汚濁の指標となるBOD値は低く横ばいで、河川の水質は良好に保たれています。

市内の主な河川のBOD値の平成27年度(2015年度)からの推移は次のとおりです。

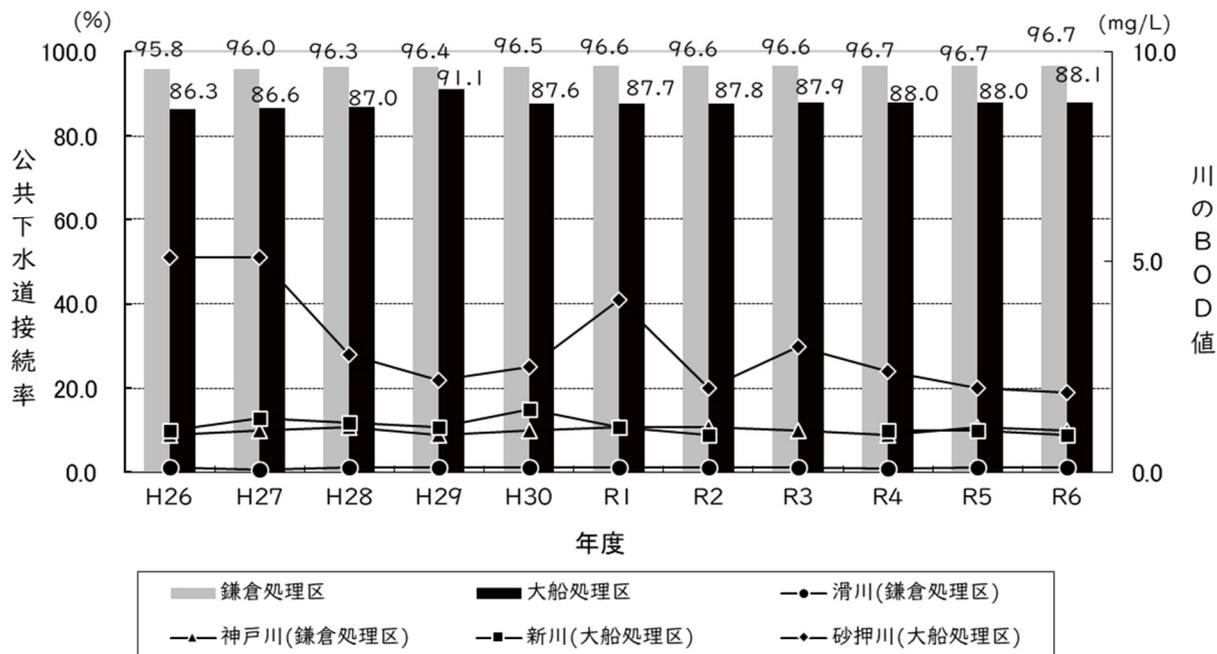


図3-2 公共下水道の接続率と市内主な川のBODの推移

※BODとはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略で、水の汚れを示す指標の一つで、値が大きいほど汚れが大きくなります。

※公共下水道接続率(%)=(水洗化人口)÷(行政区域内人口)

※各年度3月末日の数値

※BOD値は令和6年度(2024年度)までの実績を記載しています。

※BOD値は75%水質値を用いています。

※令和3年度(2021年度)の新川のBOD値の実績はありません。

## 第2節 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

本市における健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水を適正に処理することは重要な課題です。

本計画における生活排水処理は、地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出できるよう努めることとします。

**基本理念：地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出できるよう努めることとします。**

### 2 基本方針

基本理念の実現を目指すために、次の5つの基本方針に基づく施策を実施します。

#### 基本方針 1

#### 生活排水の適正処理

公共下水道の事業計画区域内の整備完了に向けて事業を推進し、既存の施設については効率的な維持管理を適正に図っていきます。また、事業計画区域外の生活雑排水については、効率的な処理方法の検討やその普及促進に努めます。

#### 基本方針 2

#### 下水道処理人口接続率の向上

公共下水道による処理の促進を図るため、住民への啓発活動や各種の情報提供に積極的に取り組みます。

#### 基本方針 3

#### 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理の徹底や生活雑排水の未処理放流による水質汚濁の防止を図るため、関係機関と連携しながら指導に努めます。

## し尿・浄化槽汚泥のより効率的な処理

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、より効率的な処理方法を検討します。

## 効率的な処理体制の確立

限られた財源の中で効果的な活用を図る観点から、公共下水道施設の維持管理を含め、生活排水処理に伴う処理コストを様々な角度から分析するとともに、費用対効果を踏まえた効率的な処理体制に努めます。

### 第3節 生活排水処理量の将来推計

#### 1 生活排水の処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口は表3-6のとおりです。生活排水処理率は令和6年度(2024年度)で93.30%です。また、本市における生活排水の処理主体は、表3-7のとおりです。

表3-6 生活排水処理形態別人口内訳(推移)

年 度		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人 口	1 計画処理区域内人口(a)(人)※1	173,530	173,019	172,331	172,284	172,306	172,262
	2 水洗化・生活雑排水処理人口(b)(人)	157,751	157,866	158,070	158,430	158,793	159,090
	(1) 公共下水道使用人口(人)	156,243	156,401	156,675	156,944	157,335	157,660
	(2) 合併処理浄化槽使用人口(人)	1,508	1,465	1,395	1,486	1,458	1,430
	(3) コミュニティ・プラント使用人口(人)	0	0	0	0	0	0
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	15,360	14,783	13,948	13,563	13,245	12,924
	単独処理浄化槽使用人口(人)	15,360	14,783	13,948	13,563	13,245	12,924
	4 非水洗化人口(人)	419	370	319	291	268	248
	汲み取り人口(人)	419	370	319	291	268	248
	自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
5 生活排水処理率 (b/a)	90.91%	91.24%	91.72%	91.96%	92.16%	92.35%	

年 度 形 態		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)※2
人 口	1 計画処理区域内人口(a)(人)※1	172,710	172,772	172,428	171,600	170,206
	2 水洗化・生活雑排水処理人口(b)(人)	159,551	159,435	160,155	159,289	158,801
	(1) 公共下水道使用人口(人)※3	158,088	157,952	157,407	156,466	156,097
	(2) 合併処理浄化槽使用人口(人)※3	1,463	1,483	2,748	2,823	2,704
	(3) コミュニティ・プラント使用人口(人)	0	0	0	0	0
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	12,937	13,124	12,068	12,106	11,243
	単独処理浄化槽使用人口(人)※3	12,937	13,124	12,068	12,106	11,243
	4 非水洗化人口(人)	222	213	205	205	162
	汲み取り人口(人)	222	213	205	205	162
	自家処理人口(人)	0	0	0	0	0
5 生活排水処理率 (b/a)	92.38%	92.28%	92.88%	92.83%	93.30%	

※1 計画処理区域内人口は、国勢調査確定数を基準人口とした10月1日時点の推計人口

※2 令和6年度(2024年度)の実績算出に当たり、公共下水道人口をより正確に算出するため、時点補正の方法を見直しました。これに伴い、公共下水道人口及び浄化槽人口(人口総数から人口と汲み取り人口を差し引いて算出)の割合が変動しています。

※3 令和6年度(2024年度)実績は県報告前の暫定値

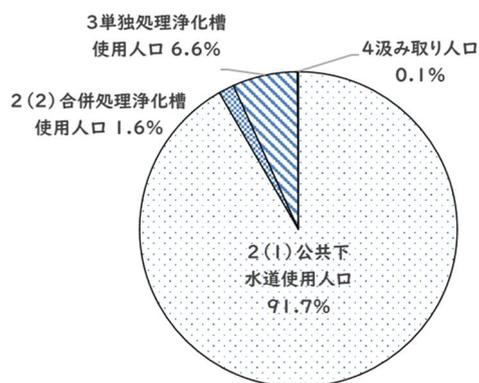


図3-3 令和6年度(2024年度)生活排水処理形態別人口内訳

表3-7 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各設置者等
単独処理浄化槽	し尿	各設置者等
し尿放流施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

## 2 生活排水排出量の将来推計

推計人口については、鎌倉市総合計画資料編（令和7年(2025年)8月）の1(2)エ 社人研準拠+開発インパクト推計における人口を基に、各年度10月1日時点の人口を線形補完法によって算出しています。推計した人口は表3-8のとおりです。

表3-8 鎌倉市の人口推計

	令和6年度 (2024年度)※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計人口(人)	170,206	169,798	169,357	168,916	168,474	168,033
	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
推計人口(人)	167,592	167,157	166,723	166,288	165,854	165,419

※ 令和6年度(2024年度)は実績値

生活排水処理形態別の人口推計は表3-9のとおりです。

表3-9 生活排水処理形態別人口の推計

形態		年度	令和6年度 (2024年度)※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計人口	1	計画処理区域内人口(a)(人)	170,206	169,798	169,357	168,916	168,474	168,033
	2	水洗化・生活雑排水処理人口(b)(人)	158,801	158,517	158,199	157,881	157,560	157,241
		(1)公共下水道使用人口(人)	156,097	155,603	155,266	154,929	154,592	154,254
		(2)合併処理浄化槽使用人口(人)	2,704	2,914	2,933	2,952	2,968	2,987
		(3)コミュニティ・プラント使用人口(人)	0	0	0	0	0	0
	3	水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	11,243	11,124	11,006	10,887	10,769	10,650
		単独処理浄化槽使用人口(人)	11,243	11,124	11,006	10,887	10,769	10,650
	4	非水洗化人口(人)	162	157	152	148	145	142
		汲み取り人口(人)	162	157	152	148	145	142
		自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
5	生活排水処理率(b/a)	93.30%	93.36%	93.41%	93.47%	93.52%	93.58%	

形態		年度	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
推計人口	1	計画処理区域内人口(a)(人)	167,592	167,157	166,723	166,288	165,854	165,419
	2	水洗化・生活雑排水処理人口(b)(人)	156,922	156,607	156,294	155,980	155,667	155,352
		(1)公共下水道使用人口(人)	153,916	153,584	153,252	152,919	152,585	152,252
		(2)合併処理浄化槽使用人口(人)	3,006	3,023	3,042	3,061	3,082	3,100
		(3)コミュニティ・プラント使用人口(人)	0	0	0	0	0	0
	3	水洗化・生活雑排水未処理人口(人)	10,531	10,413	10,294	10,176	10,057	9,938
		単独処理浄化槽使用人口(人)	10,531	10,413	10,294	10,176	10,057	9,938
	4	非水洗化人口(人)	139	137	135	132	130	129
		汲み取り人口(人)	139	137	135	132	130	129
		自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
5	生活排水処理率(b/a)	93.63%	93.69%	93.74%	93.80%	93.86%	93.91%	

※ 令和6年度(2024年度)は実績値(県報告前の暫定値)

### 3 し尿及び浄化槽汚泥処理量

し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位は表3-10のとおりです。し尿収集量には汲み取り人口以外に公衆トイレ等の量を含み、使用人口が不明なため、排出原単位は環境省災害廃棄物対策指針14-3の技術資料に基づく1.7ℓ/人・日としました。

排出原単位及び推計人口等から推計した生活排水排出量は表3-11のとおりです。し尿収集量は、市内在住者の汲み取り分とそれ以外に分け、市内在住者分は排出原単位と汲み取り人口の推計から算出しました。在住者以外分は人数が不明であるため、収集量実績（推計算出）の平均値を推計値としました。

し尿収集量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により海水浴場を開設しなかった令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）に減少し、その後増加しています。本市の観光客数は同様の推移となっていますが、令和4年度（2022年度）から増加に転じているものの、令和元年度（2019年度）以前の水準には戻っていないことを踏まえ、在住者以外のし尿収集量の推計には、感染拡大前の令和元年度（2019年度）までの3年間の平均排出量を用いました。

表3-10 し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位

形態	年度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
合併処理浄化槽処理人口（人）		1,486	1,458	1,430	1,463	1,483	2,748	2,823	2,704
単独処理浄化槽処理人口（人）		13,563	13,245	12,924	12,937	13,124	12,068	12,106	11,243
（参考）汲み取り人口（人）		291	268	248	222	213	205	205	162
浄化槽汚泥収集量（kℓ/年）		2,481	2,167	2,317	2,252	2,206	2,217	2,052	2,191
し尿収集量（kℓ/年）		924	811	749	567	570	762	770	747
し尿収集量（kℓ/年）在住者分（推計）		181	166	154	138	132	127	128	101
し尿収集量（kℓ/年）在住者以外分（推計）		743	645	595	429	438	635	642	646
浄化槽汚泥1人1日平均排出量（kℓ/人・日）		0.45	0.40	0.44	0.43	0.41	0.41	0.38	0.43
排出原単位（ℓ/人・日）	浄化槽汚泥	(0.43+0.41+0.41+0.38+0.43)/5 = 0.41							
	し尿	1.7（環境省災害廃棄物対策指針 技術資料14-3より）							
し尿平均収集量（kℓ/年）在住者以外分（推計）		(743+645+595)/3=		661					

※ 令和6年度（2024年度）実績は県報告前の暫定値

表3-11 生活排水排出量の将来推計

年度	令和6年度 (2024年度)※	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
合併処理浄化槽処理人口（人）	2,704	2,914	2,933	2,952	2,968	2,987
単独処理浄化槽処理人口（人）	11,243	11,124	11,006	10,887	10,769	10,650
汲み取り人口（人）	162	157	152	148	145	142
浄化槽汚泥収集量（kℓ/年）	2,191	2,101	2,086	2,077	2,056	2,041
し尿収集量（kℓ/年）	747	758	755	753	751	749
し尿収集量（kℓ/年）在住者分（推計）	101	97	94	92	90	88
し尿収集量（kℓ/年）在住者以外分（推計）	646	661	661	661	661	661

※ 令和6年度（2024年度）実績は県報告前の暫定値

年 度	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
合併処理浄化槽処理人口(人)	3,006	3,023	3,042	3,061	3,082	3,100
単独処理浄化槽処理人口(人)	10,531	10,413	10,294	10,176	10,057	9,938
汲み取り人口(人)	139	137	135	132	130	129
浄化槽汚泥収集量(kℓ/年)	2,026	2,016	1,996	1,981	1,966	1,956
し尿収集量(kℓ/年)	747	746	745	743	742	741
し尿収集量(kℓ/年) 在住者分(推計)	86	85	84	82	81	80
し尿収集量(kℓ/年) 在住者以外分(推計)	661	661	661	661	661	661

<表3-9~3-11推計方法>

- ・公共下水道使用人口 =総人口×公共下水道人口割合推計値(※1)  
 ※令和2年度~6年度の下水道普及統計トレンドで推計(線形近似  $y=0.0004x+0.914$ )
- ・浄化槽処理人口 =総人口-公共下水道人口-汲み取り人口
- ・合併処理浄化槽処理人口 =浄化槽人口-単独処理浄化槽人口
- ・単独処理浄化槽処理人口 =令和6年度実績から、平成29年度~令和3年度のトレンドで推計(※2)  
 (線形近似 関数 $y=-118.6x+12192.8$ )
- ・汲み取り人口 =令和6年度実績から、令和2年度~6年度のトレンドで推計(※3)  
 (対数近似 関数 $y=-28.74\ln(x)+208.26$ )
- ・浄化槽汚泥収集量 =令和2年度~6年度の浄化槽汚泥平均実績原単位(0.41ℓ/人・日)×浄化槽処理人口  
 ×年間日数/1000
- ・し尿収集量(在住者分) =排出原単位(1.7ℓ/人・日)×汲み取り人口(※3)×年間日数/1000
- ・し尿収集量(在住者以外分) =平成29年度~令和元年度のし尿平均排出量(661kℓ)

※1 公共下水道人口は、時点補正の見直しに伴い、令和6年度(2024年度)に前年度比で大きく変動しています。

※2 県(保健福祉事務所)の浄化槽台帳が整理され、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の各使用人口が大きく変動しています。直近5箇年の実績では当該変動を含むため、台帳見直しまでの5箇年実績(平成29年度~令和3年度)で算出した傾向を用い、令和6年度の実績から推計しています。

※3 汲み取り人口は、令和6年度(2024年度)に大幅に減少している状況を踏まえ、直近5箇年実績(令和2年度~令和6年度)の傾向を用い、令和6年度(2024年度)の実績から推計

## 第4節 生活排水処理の目標及び取組

### 1 生活排水処理の目標

本計画で掲げた基本理念を実現するため、基本方針に基づく取組を推進する中で、各地域の実情に対応した生活排水の処理を行うこととします。

その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的・効果的な事業の推進を図るため、令和17年度(2035年度)の目標値は、次のとおりです。

表3-12 目標値

	令和6年度(2024年度)	令和17年度(2035年度)
生活排水処理率	93.3%	93.9%

### 2 生活排水処理の取組

#### (1) 下水道整備の推進及び維持管理

生活排水処理は、公共下水道の污水管整備を基本とし、下水道の普及を促進してきた結果、公共下水道普及率(処理区域内人口÷行政区域内人口)は、令和6年度(2024年度)末で97.8%となり、ほぼ完了しています。接続の促進に当たっては、公共下水道の供用開始後3年以内に接続工事を実施する場合に活用できる補助金・貸付金制度を設けています。

また、維持管理については令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの基本計画「鎌倉市公共下水道経営戦略」を策定し、予防保全型管理を順次導入することとしており、計画に基づく維持管理策を実施の上、毎年度進捗報告書を公表しています。引き続き適正な維持管理に取り組めます。

#### (2) 事業計画区域外の生活排水処理

平成18年10月に下水道事業運営審議会から、効率的、経済的に生活排水処理を行う必要から公共下水道と合併処理浄化槽を併用して整備する旨の答申が出されました。

公共下水道の事業計画区域については、60ページ表3-5のとおり見直しを実施し、概ね市として必要な拡張は完了していますが、今後も区域外における状況や市民の要望を踏まえ、区域のあり方を検討します。

合併処理浄化槽の整備については、令和6年度(2024年度)に事業計画区域外の単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽による処理世帯に対し、合併処理浄化槽への切替えに対する補助金の活用を個別に呼びかけました。なお、補助金制度は、対象世帯が限定的となっていた状況を踏まえて令和6年度(2024年度)末に廃止しましたが、引き続き浄化槽に関する相談への対応を行います。

#### (3) 事業計画区域内の生活排水処理

浄化槽や汲み取り式便槽から公共下水道への切替えを促進します。また、供用未開始の区域においては単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への切替えについて情

報提供を行います。

#### (4) 浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は、法定点検、清掃及び検査の受検率が低い現状を踏まえ、浄化槽法（昭和58年（1983年）5月施行）、浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）（令和5年5月25日、環境省）等により、都道府県及び保健所設置市に対し維持管理の徹底に向けた指導の強化が求められています。本市域における浄化槽維持管理の監督主体は県となっており、県保健福祉事務所において、法定検査等の案内のほか、検査で不適と判断された浄化槽の改善状況の確認等監督業務を行っているところですが、通知では、市町村を含む関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めることとされています。本市においても県や浄化槽清掃業許可業者とも連携を図り、浄化槽台帳の情報共有などを通じて、浄化槽維持管理の実態把握及び適正化に努めます。

### 3 し尿及び浄化槽汚泥処理の取組

#### (1) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、引き続き、委託業者及び許可業者による体制で実施していくこととし、収集・運搬の方法及び機材は次のとおりです。

表3-13 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬方法等

収集区域	本市全域
収集・運搬の方法	し尿：委託業者・許可業者
	浄化槽汚泥：許可業者
収集・運搬の機材	バキューム車

#### (2) 中間処理

し尿放流施設である深沢クリーンセンターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道管への流入を継続します。

将来的には公共下水道への接続に伴う合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替えによる、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少を踏まえ、より効率的な処理の方法を検討することとします。

### 4 その他の取組

#### (1) 広報、啓発活動

適正な生活排水処理には、市民の理解と協力を得ることが重要です。そのため、公共下水道の普及促進や浄化槽の維持管理の徹底等について、引き続き市民に対し周知啓発を実施します。

(2) 水質汚濁状況の把握

水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査を実施し、神奈川県が実施する調査結果の提供を受け、水質汚濁状況の監視を行います。

(3) 計画の進行管理

生活排水処理に関する実施計画を毎年度策定・公表するとともに、生活排水処理形態別人口及び収集量の動態を分析し、次年度以降の施策を検討します。